

第二回 国会 衆議院 治安及び地方制度委員會議録第四十三号

昭和二十三年六月二十四日(木曜日)

午後一時四十一分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

委員 小暮藤三郎君 湯野千賀 康治君

湯野松野 綱三君 湯野門司 亮君

湯野坂口 主税君

大内 一郎君 大澤嘉平治君

坂田 道太君 佐藤 通吉君

中島 守利君 原田 憲君

松浦 榮君 笠原 貞造君

久保田鶴松君 松澤 衆人君

高橋 長治君 高橋 順一君

小枝 一雄君 川橋豊治郎君

出席國務大臣

國務大臣 野澤 勝君

出席政府委員

國家地方警 察本部警視 柏村 信雄君

大藏政務次官 荒木萬壽夫君

文部政務次官 細野三千雄君

文部事務官 鈴木 李弘君

委員外の出席者

國家地方警 察本部警視 三輪 真雄君

参考人 生田 和平君

参考人 安井誠一郎君

参考人 友末 洋治君

專門調査員 有松 昇君

本日の會議に付した事件

警察官等職務執行法案(内閣提出)

(第一二四号)

市町村立学校職員給与負担法案(内閣提出)

(第一三八号)

地方財政法案(内閣提出)(第一五八

第一類第二号 治安及び地方制度委員會議録 第四十三号 昭和二十三年六月二十四日

号) 地方配付税法案(内閣提出)(第一六二号)

地方税法を改正する法律案(内閣提出)(第一六三号)

○坂東委員長 これより治安及び地方制度常任委員会を開会いたします。

本日の日程は市町村立学校職員給与負担法案は六件であります。まず市町村立学校職員給与負担法案の審議を始めます。説明は大体済んでおりますから、これから質疑をお願いいたします。――高橋長治君。

○高橋長治君 一昨日六大都市教育組合の幹部薄井政次郎は二十名が本委員会に陳情にまいつたのであります。が、ちやうど散会後でありましたので、委員長に会うべく探して見ると、委員を、たゞ私が出合はせましたので、委員長に面会方を要請いたしました。委員長の面会方を要請いたしましたので、委員長のもとに陳情が行われたのであります。この場合委員長にお伺いいたしますが、この陳情者に代つて私から陳情の要旨を御報告いたします。――

○坂東委員長 どうぞお願いいたします。

○高橋長治君 ただいま陳情者の名前を申し上げました通り、六大都市の教員組合の最高首脳部がお見えになりました。陳情の要旨は、市町村立学校職員給与負担法の第一條に、「市特別区を含む。以下同じ。市町村立の小学校、中学校、盲学校及びろう学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助

教諭、寮母、講師及び地方事務官たる職員、特別加給、死亡賜金、旅費、扶養手当、勤務地手当、退官又は退職に關する手当、日直及び宿直に關する手当(以下俸給その他の給與という。は、都道府縣の負担とする。このなつておりますが、その末尾に「但し五大都市に關しては当該都市の負担とする」というのを挿入していただき、これに伴つて財源を五大都市に與えていただくならば、條文だけになりませんが、その財源の裏づけが伴わなければ何にもならぬので、ぜひともこれに對する財源の裏づけをお願いしたい。こゝういふ陳情の要旨でありますので、どうか御審議の上、適當なる解決をしていただきたい、こゝう思うのであります。ここに陳情者に代つて申し上げる次第でございます。

○細野政府委員 陳情の趣旨につきましては、政府の考えの一端を申し上げたいと思ひます。今日の日本の教育制度は非常な改革の途上にあるので、ひと六・三制の実施のみならず、文教委員会御審議を願つております。教育委員会法によりまして、教育行政の地方分議のちやうど途上にあるのであります。この教育委員会法につきましては、目下文教委員会御審議を願つておりますが、教育委員会といふものをまず都道府縣に置き、なお各市町村にも教育委員会を設けて、教育行政を地方に分議するのであります。その場合都道府縣及び市は即時実施す

るのであります。町村につきましては、現在の町村財政の狀態などからいひまして、今だに市町村にまで教育委員会を決定することは、やや時期が早いように思ひますので、町村の教育委員会といふものは、二年後に実施しようといふことに政府案はなつておるのであります。かようなわけであります。現在の文教委員会第一番問題となつておりますのは、かくいひましたも、地方教育に關する何か特殊な財源がなければ運用上うまくいかぬのではないかと。だからしてもし、こゝういふように教育行政を地方に分議すれば、目的税としての何か教育税といふふうなもので設けて、教育に關する財源を各地方公共團體に與うべきであるといふふうな論議もなされつつあるのであります。今の陳情の御趣旨につきましては、一應こゝつともと思ひますが、こゝういふ教育制度の改革ともならみ合せて考えなければならぬので、今だにこれを都道府縣だけでなく、五大都市にまでこの範圍を拡張しようといふ考え方は政府としてはもつておりませんし、教育委員会法の審議の狀況ともならみ合はせなければ、この法律だけをかように修正いたしましたも要なものになるのではないかと、かように考へておる次第であります。

○門司委員 ただいま高橋委員から陳情の趣旨を申し述べたのでございすが、教育行政のことについて今の当局の御意見には少し腑に落ちない点がある

るのであります。なるほど教育委員会の設置に伴ひ諸般の教育行政の改革が行われるといふことはわれわれも承知をいたしておるのであります。その際特に當局に考慮していただかなければなりませんのは、文化の程度に即しない画一期な日本の從來の教育がどういふ大きな弊害を及ぼしておつたかといふことである。日本は御承知のように小さな島國でありながら、非常に大きな都市をもつてゐるのであります。これは特別の關係があるのであります。こゝういふ關係をもつておりますときに、都市教育と農村の教育がまったく画一的に行われてゐるところに、日本の教育方針の一つの誤つた行き方があつたとわれわれは考へてゐるのであります。こゝういふ点からいへば教育の民主化のために今回教育委員会というふうな制度ができ、おそろく地方の自治体に教育の基本となるものを委譲するといふふうな形ではんと自然に即した教育が行はれると考へてゐる。こゝういふことは、先ほど陳情のありましたような趣旨のものであります。今日五大都市の教育行政と、農村あるいはその他の小都市の教育行政とはまつたに異つたものが行はれなければならないのであります。かりに五大都市の例をとつてみますと、府縣におのゝく視学がおつて、その視学が大体統一した教育行政についてゐる。こゝういふことをやつておりますが、さらに五大都市はそれのみによつて満足に教

育行政が行われませんので、おの／＼都市の視察の陣容をもつて、さらに府縣の陣容よりもはるかに大きい陣容をもつて教育行政を担当しているのではありません。一体都道府縣の教育行政よりも大きな機構をもつて教育を運用しなければならぬほど自治体の教育行政の必要なきに、依然として中央集権的な教育行政が行われるというようなことは、今日のこの法律、さらに教育委員会制度等に対する立法の趣旨から言つても、ただいまのお考えについて考慮を拂つていただきたいと考えるのであります。従つてこれは單なる陳情であつたと思ひますが、当局にも少し深く研究していただいて、もしこれを修正することに特別に当局に反対の意見がなければ、本委員会において修正をして、教育行政の全きを期したいと考えているのであります。ただ單に教育行政をという法案にとらみ合はせてやるといふようなことだけではなくして、本質的にもう少し御答弁が願ひたいと思ひます。

○細野政府委員 今、門司委員から御指摘になりました日本の従来の教育制度が、非常に中央集権的であつたという弊害は、文部省当局も十分了解しております。日本を軍國主義に駆り立てた一つの原因は、なんと言ひましても従来の教育が中央集権的で、固一的で、上から詰め込むというふうな形体でありましたことは、しばしば指摘せられておるところであります。このたび教育委員会法を提案いたしましたのも、かような中央集権的な教育行政を打破いたしまして、地方に分譲いたしまして、地方の教育委員会がその地方に適した教育行政を行うという趣旨にはかならないのであります。なお文部省は、今議会で教科書の検定制というものを提案しておりますが、これも教科書が、今まで小学校の義務教育の教科書が國定教科書一本であつたというやうなことが、やはり教育行政の中央集権を助長する原因であることに鑑みまして、このたびは検定制を採用いたしまして、文部省の検定した教科書を、毎年八月各地方に展示会を開いて、各地の教育委員会なり、教育関係者において、その地方に適する教科書を選定していただく。こういうことになつておるのであります。こういういろいろの面から、従来の中央集権的な教育行政を打破していただきたいという考えをもつておる次第であります。現在教育委員会制度が審議中であります。原案はとりあえず都道府縣及び市に教育委員会を置き、二年後に町村に及ぼすということになつておりますが、教育委員会のお考えは政府の考えと多少違つておるようでありまして、これは將來どういふやうに修正になりますか、あるいは原案通りにいたしますか、そういう二つの面ともならみ合はせて給與負担のこともお考え願ひなければならぬと思ひますので、今のところ政府といたしましては、これに五大都市を加えるという修正にはちよつと應じかねるやうな事情になつておる次第であります。

○坂東委員 文部省の学校教育局長長剣木孝弘君から説明を願ひます。○釧路府委員 ただいまの問題でございますが、政務次官から御説明申し上げましたように、教育委員会法におきましてはさしあたり市以上の、都道府縣と市に教育委員会をつくるわけであります。都道府縣の教育委員会と市の教育委員会との間には上下の關係は全然ありませんで、まつたく各自独立の機関として働くわけでございまして、現在ありますように縣が市の教育を監督するやうな、いわゆる上下の關係には立たないのでございまして、従つてこの各教育委員会の権限といたしましては、市の教員の任免権につきましては市の教育委員会が握つておるわけでございまして、従つて今お話がございましたように、この教育委員会ができれば、各市は市で独自の教育に對する行政ができるわけでございまして、ただその間におきまして、教員俸給の負担だけが一體だいたいのところ縣になつておるわけでございまして、將來この教育委員会の全般の問題といたしまして、これが町村にまで全部教育委員会ができました場合に、全部市町村立の学校は市町村がその教員給を負擔するということにいたしますか。もししくはそのうちでだいたいまお話のありましたやうな五大都市とかいふやうな部分に限りましては、その市が負担をして、縣から独立に負担の責任をもつかというやうなことは、將來の教育委員会の運営と同時に、地方財政の問題と絡み合はせて十分考究をいたしましたらなければならぬと思ひます。それと、實際教育委員会ができましたと、それに伴つてその財政的な裏づけがなければ活動はできませんので、ただいまこの地方教育財政法というやうなものをお願いしてわれ／＼研究をいたしておるのでございまして、この一貫した問題としてそれを考究していきたいというふうに考えておるのでございます。なおかつてずっと昔に、小学校の教員

俸給を市町村において負担した場合がありまして、その際において市町村の財政状態に差等があるために、教員の交流でありますとか、實際の教育の実施というやうな面におきまして、非常に弊害があるということで縣費負担に改めたのでございまして、これをその市町村に再び還元して負担せしむるかどうかということは、根本問題として相当重要な問題であると思ひます。ただその際五大都市を特別に考慮して、この際移すかどうかという問題等につきましては、なお全般の問題としてしばらく研究をさせていただきます。その上で決定させていただきます。ただいまこれを五大都市に限りまして縣費負担から除くということとは、財源その他いろいろ各般のものとの関連で研究いたさなければならぬので、その点はただいま政務次官が申されましたように、この法律といたしましてはただいままで政令としてありましたが、これを一應法律に直すという操作でございまして、この根本的な問題は私どもとしても速やかに考究いたしたいと思ひますので、この法案につきましては何とぞ原案通りにお認めを願ひたいと思ひます。○高橋(義)委員 ただいま当局の説明を伺つたのでありますが、われ／＼はこれを十分納得することができませんし、なおかつ本件は他の委員会にも関連がありますので、十分研究いたしたいと思ひます。本日はこの委員会においては、この程度にしておきたいと思ひます。

○坂東委員 (賛成と呼ぶ者あり) それではこの法律案の審議はさらに継続いたしますが、今日はこの点だけで打ち切ります。次に警察官等職務執行法案につきまして質疑を続行いたします。○高橋(義)委員 逐條的に一問一答の形でございまして、若干質疑をいたしたいと思ひます。本法案の第二條第一項末尾に「この法文の建前からしますと、停止をさせて質問することができ、停止をさせておるのであります。歩行者を停止させて質問するやうな場合だけを予想しておられるのでしうか。それともまたその他の意味があるものでしうか。○柏村政府委員 通常歩行者を予定して規定いたしておりますが、歩行者でない者を質問することは当然であると思ひます。○高橋(義)委員 この質問はいわゆる尋問ということとどういふやうに區別があるか、御説明願ひたい。○柏村政府委員 尋問と申しますと、いかにも悪い者を問ひ糾すというやうに考えられますが、これは單にその者の氏名であるとか、住所であるとか、あるいは外出の用向きであるとか、行き先であるとか、そういうものを聴くという軽い意味に考へて規定したものであります。○高橋(義)委員 もしこの場合質問しても答へなかつた場合にはどういふことになるのですか。○柏村政府委員 第二條の第三項におきまして、「前二項に規定する者は、刑事訴訟に関する法律又はこの法律第三條の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない」と明定いた

しておりますので、答えられない者はさらに質問を強要することはできないのであります。

○高橋(補)委員 第二條第二項の「警察署、派出所又は駐在所に同行すること」を求めるところが、規定してありまして、同様の第三項に「連行され」と連行という言葉が出ておりますが、同行と連行とはどのような区別があるのですか。

○三輪説明員 最初の同行を求むというものは、向うの意思で一緒に来てもらうことを求めることでありまして、あとの連行と申しましたのは、答弁を強要され、あるいは身柄を拘束されないと同じような意味で、力づくでそこまでひっぱつていかれることはないという意味を表わしますために、初めの方は同行、あとの方は連行と書きわけたのであります。

○高橋(補)委員 そうしますと、第二條、第三項の連行というのは、従来の法制において検束という言葉がありましたが、それと大体同じような趣旨でありますか。

○三輪説明員 この連行と申しますのは、検束とは異なりまして、第二項に書いてございます質問をいたしますために、附近の派出所なり、駐在所なりに一緒に来てくれることを求めますが、もし相手方がこれを拒絶した場合に、力づくでそれをそこまで連れていくことができないことを意味したのであります。検束のごときその身柄を二十四時間止め置くという意味は、何らここに含めたつもりはございません。ただ任意に同行しない場合に、力づくでそこまでひっぱつていかれることがないというこ

ことを意味したものであります。

○高橋(補)委員 そういたしますと、刑事訴訟法のいわゆる拘引ということと同一でありませうか。

○三輪説明員 これは連行であるとか、あるいは拘引であるとか検束であるとか、そういう処分をここで考えておるわけではありせん。同行を求めて肯んじない場合に、その意思に反して連れていつてはいけないということ規定したわけでありまして、連行という処分をここに認めたわけではありせん。

○高橋(補)委員 第三項によりまして、表面は身柄を拘束され、またはその意思に反して派出所もしくは駐在所に連行されることはないというふうになつておりますけれども、この裏面解釈からいたしますと、前二項に規定するもののうち、刑事訴訟に関する法律またはこの法律第三條の規定による場合は、身柄を拘束され、またはその意思に反して派出所もしくは駐在所に連行され、もしくは答弁を強要され得るというふうになるものであります。その連行というものは、結局本人の意思に反してこれの場所に連れて行くわけでありまして、結果拘引ということと区別がないことになるのではありせんか。

○三輪説明員 刑事訴訟の規定による場合というのは、令状により逮捕、緊急逮捕及び現行犯逮捕のことを考へております。従いまして第三項に身柄を拘束され、連行され、答弁を強要されるというふうには、一應わけて書いてございまして、ここで考へてゐるのは刑事訴訟の手続によりする右申しました逮捕の場合には、逮捕

手続として警察署に連行する。それからこの第三項と申しますのは、第三條の第一号の「精神錯乱又は酔ひのた

め」意識不明である者につきましては、本人の意思が聴けないわけでございますから、その意思にかかわらず警察署に同行して保護するわけでございます。その場合のことを申しているものであります。強いて申せば逮捕の手続の一部であるというふうに考えたわけでありまして。

○高橋(補)委員 私のこの法案の解釈からしますと、同行というものは任意にある場所に参ることであり、連行というものは強制力を用いて、その場所に赴かしめるというふうに考へておるのであります。大抵そういう趣意に解釈してよろしうございませうか。

○三輪説明員 そのように考へております。

○高橋(補)委員 第二項の規定によりまして、質問をするために本人に対して不利であり、または交通の妨害となり、善良なる風俗を破壊し、その他公安の秩序を乱すおそれがあると認められる場合においては、質問するためその者を附近の警察署、派出所または駐在所、この三つの場所に同行を求めることができると規定してあるにかかわらず、この三項においては、その意に反して派出所もしくは駐在所に連行され、もしくは答弁を強要されることではない。そして警察署というものを抜いてありますが、その点はどういう趣旨から出たのでありませうか。

○三輪説明員 ただいまの御指摘でございますが、深い意味はございませんので、前を重ねて意味するつもりで書いてあるわけでありまして。

○高橋(補)委員 そういたしますと、「その意に反して」の下に、やはり「警察署」を入れた方が適當であるとお考へますか。

○柏村政府委員 これは「その意に反して」警察署、派出所とあるべきものでありまして、正誤をさしていただきたいと考へます。

○坂東委員 ただいまの政府の案に異議ありませんか。

○三輪説明員 もとより當然のことと考へておりますけれども、前に質問がございまして、これを拒んだ場合のこととありまして、これを拒んだ場合のこととございまして、意に反してという目的をここに明らかにしたわけでありまして。

○高橋(補)委員 この第三項の規定によりまして、先ほどもちよつと触れしましたように、反面解釈からすると答弁を強要され得る場合があるように見えるのですが、そこはいかがでございませうか。

○三輪説明員 これはもとより刑事訴訟に關する法律、もしくはこの法律第三條の規定によらない限り、答弁を強要されることはございせんのみならず、刑事訴訟等にありましては、取調べに際してあらかじめ答弁を拒絶することができるといふことを告げるといふことであるようでございます。もとよりそれらの規定に従つてやるわけでありまして。ただ前に質問をすることができるとございまして、ここには念のため拒絶した者に答弁を強要しないといふことを明らかにしたつもりでございます。

○高橋(補)委員 第三條との關係においてありますが、第三條中の保護といふのはどういふ内容をもつものでありますか。

○三輪説明員 これは通常常識的に考へられざる保護でありまして、ここに書いてございまして、そのまゝにしておきますことが、本人の生命身体に危害を及ぼす、あるいは第一項の場合にございまして、さらに場合によれば他人にも危害を及ぼすようなことも考へられる場合におきまして、それそれ近くに適當な病院、救護施設等がございまして、そこに連れて入れ、専門家の看護のもとに保護を加え、さういふ施設がございせん場合、もしくは泥酔者等の場合でありますれば、警察署の一室に休憩をさせ、それより適當な引取りに渡すまで、そのめんどろをみるという意味で常識的に考へておるわけでありまして。

○高橋(補)委員 そういふ意味でありまして、本人の意思に反してある場所に拉致され、本人の意思に反して身柄を拘束、監禁されるというふうなことは含んでいないと承つていいのでございませうか。

○三輪説明員 その通りでございます。ただしこの第一項一号の場合にお

きましては、先ほど申しましたような事情でございますから、本人の意向というものが現われませんので、泥酔の場合等でございますれば、そのさめず時期まで、あるいは強度の精神錯乱でございするならば、これはそのまま引渡すまで、これは本人の意思を聞くわけにはまいりませんので、この場合は例外と申していいものであるというふうに考えます。

○高橋(補)委員 今例外というふうにおつしやつたのですけれども、第三條というのには第一号、第二号に該当する場合において、これ()の場所においてこれを保護しなければならぬ。保護ということとは第一号、第二号に該当する場合だけに關する規定のように思えるのですが、そういたしますと、先ほど御説明になつたような保護の内容であるとするれば、第二條第三項の「この法律第三條の規定によらない限り」云々という規定は不要になつてくるように思いますが、いかがでありますか。

○三輪説明員 先ほど第三項のところでも申し上げましたように、刑事訴訟に關する規定なり、第三條の規定なり、それによつて措置をいたすわけでありまして、第三條の第二号の場合には、本人が拒んだ場合には、もちろんその意に反して警察の欲する所に連れていく意味ではございませぬけれども、第一号の精神錯乱または泥酔者の場合には、これはその意に反するといひますか、(元來その意というものがはつきりいたしませんので、その場合には本人の意思を聞くことなく、これを警察なり病院なりに保護するという意味でございまして、特にこの規定は第

三項がございしますために、第三條に書いてあることが死んで、すべてその意に反して身柄を拘束するといふような意味を考えたわけではございせん。

○高橋(補)委員 第三條の第四項であります。「前項但書の許可状は、警察官等の請求に基づき、裁判官において曰むを得ない事情がある」と認められた場合に限り、これを発するものとし、その延長に係る期間を通じて五日をこえてはならない。」といういたしますと、一たび簡易裁判所の裁判官が許可状を發布いたしました場合は、その許可に基いて、常に五日を超えない程度において、保護して身柄を拘束する場合においてもそれを引續いてなし得る、そういうふうな考えられるのですが、その通りでありますか。

○三輪説明員 立案の時の考え方としては、警察の責任におきましては、保護といふものは、すべて二十四時間経過するといふ考えでございしたけれども、たとえば例が少いと思ひますが、身元の名札をもつておる迷子であるとか、身元のわかつておる迷子等につきまして、その保護者のもとに連絡いたしましたけれども、なお二十四時間内に引渡しをすることが距離の關係等でできないといふような場合がございしたならば、その必要な時間だけ裁判官の判断を願つて許可状をいただくというふうな考えでおるわけでありまして。

○高橋(補)委員 そういたしますと、裁判官の許可状は、これを何日間保護することができ、すなわち何日までその効力があるといふことを記載するといふような形において作成されるわけですか。

○三輪説明員 この書式等につきましては、裁判所とおお打合せをいたさなければならぬと思ひますが、私も立案の氣持ではその事情を申し述べ、その事情に必要な時間を区切つて許可状をいただくというふうな考えしております。

○高橋(補)委員 その点につきまして、裁判官の見解がどのようになるかといふことは將來の問題でうかがい知るべくもないのでありますが、法律の建前としては、いかにも一たび裁判官の許可状が發布されますと、五日間はこれを保護し得る、こゝういふふうに考えざるを得ないと思ふのであります。

○三輪説明員 第三項においてせつかく警察の保護は二十四時間を超えてはならないと規定されて、できるだけ短かい期間保護を與えて速やかに保護を解くといふ根本精神とにらみ合せて考えますと、一たび許可状を發布されたら、それが五日まで延長し得るというのでは、そこにいささか矛盾があるように考えられますので、むしろ許可状は二十四時間毎に、すなわち一日間限りといふふうにして、それを更新し得る、そうして通じてたとえば本法規定のごとく五日を超えることはできないといふふうな規定した方が立法技術としては適當のようと思ひるのでございしますが、その点はいかがでございませう。

○三輪説明員 御趣旨はよくわかりますが、技術的に申しまして、簡易裁判所等の距離等から考えまして、でき得るならばその事情が二日間であるならば二日間を限り、三日間であるならば三日間を限り、一度に許可状をいただくといふことにした方が適當である

と存じますし、また裁判所といたしましては、その必要の事情をよく調査されるわけでありまして、それが一日延長すればいいと考へられる場合は、五日間これを許可するといふふうな意思表示をされることはあるまいといふふうな考えられますので、實際の扱いではさうな点に注意をいたしてやりますけれども、法文としてはこのようにしていただいておいた方が適當であるといふふうな存するわけでありまして。

○高橋(補)委員 第五條について質問いたします。第五條に「警察官等は犯罪がまさに行われようとするのを認めるときは」云々と規定してありますが、犯罪がまさに行われようとするといふのは、いわゆる犯罪の態様の点から考へまして、これは予備あるいは着手未遂といふ觀念との關係はどのようになるのですか。

○三輪説明員 これは一般的に考えまして、犯罪が行われた後逮捕いたしましたより、犯罪が行われることを未然に防止することがより望ましいといふことは論のないことでありまして、警察に基きます警察官の職務につきましても、犯罪の予防といふことが特に掲げられておるのも、その点であらうと存するわけでありまして。従いまして犯罪が行われようとしたとき、そのときこれを警覺をし、止めまして、その犯罪が行われまいと考へたところでは、警察官の常に念願いたすところではございしますが、未遂等を罰します罪、予備を罰します罪につきまして、その犯罪構成要件のそれ()当該條文によつて逮捕をするといふことになりまして、未だと思ひます。しかしながら犯罪には未

遂を罰しない罪もございしますので、その犯罪が警察官といたしまして、まさに行われようといふところに至りましてならば、法律的に見まして着手と申しますその前後を問はず警告を発し、制止をいたしまして、その犯罪が行われることを防ぐといふふうな職分をここに記載した次第でございまして。

○高橋(補)委員 そういたしますと、第五條の場合は予備罪を罰せず、着手未遂を罰しない、すなわち犯罪にならないう準備あるいは未遂及び予備未遂に達しない程度のもので対象とするものである。このように伺つておいていいわけでしょうか。

○三輪説明員 先ほど申したような趣旨で考えましたので、これは嚴格にそのようには考へておりません。たとえば予備未遂を罰する罪におきまして、嚴格な意味の着手がなくとも、それが行われようとする非候が現われる。たとえば先般からいへば、事件がございしますが、組同士の争ひといふような場合に、その兆候が現われれば、その事前にそのいふことがないように警告をするといふこともございしようと思ひますから、その意味ではこれはお言葉のように嚴格な意味に考へてはおらないのでございまして。

○高橋(補)委員 第六條第二項の末尾にあります「正当の理由なくしてこれを拒むことができない」といふのは、具体的にどのような場合を考へておられるのでありますか。

○三輪説明員 ただいまのお尋ねであります。これは場合々々におきまして、いろいろその事情に應じて管理者の申すことがあつともであると思ひられる。しかしながらあつともであると思ひます。しか

しながらこれはやはり客観的にその場合に立至つて正当な理由と判断されることではなければ、管理者の方で都合上から考へて理由を述べるといふことでは工合が悪いので、特に正当な理由といふふうに入れたのであります。

○高橋(補)委員 第六條第三項の警察官等は、前二項の規定による立入に際しては、みだりに関係者の正当な業務を妨害してはならない。という規定は刑法の公務執行妨害罪の概念とどのような関係をもつことになるのでありますか。

○三輪説明員 ただいまのお尋ねは、あるいは私のお伺い違いかと思ひますけれども、これはたとへば第二項に示してございますような場合にいたしましても、第一項の緊急の場合にいたしましても、御迷惑はどうせ御迷惑でありますけれども、しかしながらその立入りに必要な最小限度の御迷惑は当然かかると思ひますが、この立入りのために相手方の正当な業務をじやまをしてはいけないというのを警察官等に対してまして、訓辭的にここに付け加えたのでありますので、公務執行妨害等の關係はどういう意味のお尋ねかちよつと理解がいかないのではありませんが……。

○高橋(補)委員 ただいまのお答えで十分意味はわかりました。

次に第七條であります、武器を使用し得る場合と、そしてそれによつて人に危害を與へてはならない。すなわち危害を與へ得る場合と、與へ得ない場合とを定めてあるようでありまして、武器を使用することを許して、危害を與へてはならないなどという規定を設けることによつて、特別な効果があるようにお考えなのでございませう。

うかがひがございませうか。

○三輪説明員 お尋ねであります、武器の使用といふことについて、警察、警備を武器として使用いたしまする場合、あるいは拳銃を発射いたしまする場合にいたしましても、威嚇射撃といふようなことを試みる場合が多いのであります、そういうようなことでも、必要がありますればここに罰をいたすような場合には使用ができる。實際そういうことで相手に被害を加えた場合に、その責任を問うか問わないかという限界におきましては、第一号、第二号ないし正当防衛、緊急避難等に該当しない場合におきましては、危害を加えた場合には過剰の行爲といはしまして、それ〴〵刑法の責任を問われるわけでございませう。

○高橋(補)委員 第七條の武器といふのはどのようなものを指すわけでありませうか。

○三輪説明員 ただいまの裝備におきましては、拳銃は警察官の武器でございしますが、警棒、警繩におきましては、これを武器として使用することができるといふことになつておりますので、私も考へておりますのは、拳銃、警繩、警棒といふふうに考へております。

○高橋(補)委員 ただいま第七條に緊急避難すなわち刑法第三十七條に該当する場合においては、人に危害を與へ得る場合がある。こういうふうに見えるのであります、その通りでありますか。

○三輪説明員 これはきわめてまれな場合であると考へます。たとえば一例をあげますれば、花火見物のために橋に非常によく多くの人が集まつてまいりまして、これ以上人が乗れば当然壊れて非常に多くの溺死者ができる。こういうような場合に、これを制止いたしましても、なお聞かずに大勢の人が詰めかけて来るというような場合に、警繩、警棒等これを防ぐ場合がありませう。このような場合に、やむを得ず初めの方の方々に、けがを生ずるような結果に立至りましても、客観的な情勢としてやむを得なければ、これが認められるといふふうにお考へているわけではございませう。

○高橋(補)委員 そういたしますと、これは警察官等に緊急避難を認めるといふような趣旨ではないわけでありませうか。

○三輪説明員 その通りでございませう。

○高橋(補)委員 この程度で質問を一度打ち切つておきます。

○松浦(衆)委員 この法規は從來は實際上はやつていたことでありますけれども、法律上は行政執行法、行政警察規則等でやつてはいけな、または規定のないことが多いのでございまして、その運用にあたつては相當に氣をつけないければならぬ法規だと思ひます。殊にこの同行といふことは、先ほどのお話では承諾同行の意味であるといふお話でございしましたが、それはその通りでありますか、第一に聴きます。

それからかつてこの同行とあるいは連行とかいふことは、太政官布告の警察行政規則によつて、憲法違反であるかの疑いを受けながら、それを運用しておつたのであります、いづれにしても、これは承諾を得たからよいのだといふことでやつておつた。質問に

しましても、連行にしましても、それを今度ははつきり明文の上に出すのでありますから、これを運用するにあつては警察官に相當の注意を與へなければならぬと思ひます。その点につきましてこの法規を実施するにあたりましては、その施行の際に特に訓辭的な意味の前文なり、あるいは附帶的の警告を出した上でこの法律を施行する必要があると思ひます。その点について御質問いたします。

次は第四條であります、第四條でこの間も私質問したのでありますが、警察官はたとへば火災があつた場合に、隣の家を壊すといふことは、この場合はできないのであります、消防法によりますれば消防はできる。これはかつては民間の消防員などに、あるいは消防團員などに家を壊すような判断を與へれば非常に弊害が多かつた。ただん損なれてゐるやつを先に家をぶち壊してしまへといふようなことがあつたので避けられておつた。それを警察官が指導するといふ立場で、警察官のみに與へられた処置なのであります。が、今度は逆に警察に許さなくて消防が許されるといふことになるのであります。か、その点はいかがでありますか、また最近救護法との關係もあるのですが、災害救護法では、行政執行法第五條を執行するといふことであります。が、行政執行法は廃止になつておりますから、代執行法といふものとは關係が違つてゐると思ひますが、その点をお示し願ひたいと思ひます。

最後に次長にお聴きしたいのですが、この問題に關連してゐるのでございまして、この問題の本筋であります、人が、この間許可営業について、風俗

営業の許可について、公安委員にするかあるいは警察署長にするかといふことについて、いろいろ議論があつたのであります、私はこゝに構想を描いてゐるのです。

第六條の第二項に關連してちよつと質問したいのですが、これは公安委員に與へても弊害があり、また公安委員といふものの使命がいろいろ営業許可といふような使命をもつてゐるものではない、あくまでこれは指導監督の地位におきたい。そうかといつて警察署長に與へるならばやはり從來通り警察権を乱用する。すなわち許可をしておいて取締る。両方の権限を持たせるといふことは非常に大きな権限を與へ過ぎる、やはり許可はほかの官廳にやらしておいて許可したものを實際に見て歩く、視察監督して歩くといふことが警察の民主的な一つの國家の行き方だと思ひます。そういたしますと私は英米式のライセンス・ビュローといふものがあつてしかるべきものだと思ひます。あるいは許可権を知事に與へるか、委員会組織をつくるかといふことになりませんが、私の考へ方は特別の委員会をつくらうかと思ひます。その中に公安委員も入れまして、衛生の權威者、火防の權威者あるいは風俗の權威者といふようなものを入れまして、一つの委員会をつくつて、その委員会が許可をする。その許可の對象は從來警察署が握つておつた興行場、旅館、料理屋あるいはその他床屋、風呂、そういったものを全部入れた一つの許可官廳、許可委員会といふようなものをつくつて、それを今度は警察官が実行したらどうか、こゝに構想を描いておるのであります、時

間がありましては御答弁願いたい。

○濱田政府委員 いただいた御意見非常にごもつともな御意見であります。が、將來警察としましては、なるべく警察が許可をして取締りをするという事は避けて、警察は取締りだけをするという方向に現に向つておるのであります。ただ警察と最も関係の深い業者だけ——御審議願つております風俗営業について公安委員会が許可権をもつ制度にいたしたいと考えておるのであります。ただいまの委員会を全部つくるという事は、何と申しますか、それ／＼取締りをしていく目標が違ふのじやないか。総合的な委員会として／＼の各業者について審査がはたしてできるかどうかという感じもいたすのであります。將來の研究問題として十分考へてみたいと思存します。

なおこの法律の施行については、御心配のような点もありませんので、われわれとしては法務廳とも十分相談をいたしまして、警察官の責任について誤りのないことを期したい、かように存じております。

○松浦(衆)委員 最後の私の構想であります。これはたゞいまお話のように、許可営業の主務官廳というものが、あるいは厚生省、あるいは建設省あるいは國家地方警察というようにありますので、なか／＼その実施はむずかしいかもしれません。その実施はむずかしいものは、大体末端においては一元化することができるとあります。から、これは法規をつくる上において煩雜を要するだけでありまして、その法規をつくつた際の運用というものは非常に明朗になり、その運営に妙味を発揮することができると思存します。

ぜひともお考え願いたいと思存します。

○柏村政府委員 先ほどお尋ねの同行の意味であります。これはお話の通りに同意した上の同行でございます。それから破壊消防については、議院に提出していただいた御審議中の消防組織法に規定されておりますので、警察官としてはそういう権限はないと考えております。

それから災害救助法の関係は、一應行政執行法の関係ある場合にあの規定があつたわけでありまして、行政執行法の廃止になりました後においては、主務官廳において適当に法律の改正をされることになると思存します。

○坂東委員 それでは本法案の質疑は次々に継続します。これより地方財政法案は二件の質疑に入ります。これにつきましましてはさきの委員会におきまして、地方財政委員会の委員三名が辭職せられ、その理由は、その委員諸君と政府側との地方財政に関する意見の食い違ひであるという事を聞きまして、参考人として以上三名に御出席願つたのであります。ただいま地方財政委員であります。生田和平君がおいでになつておりますから、その辺の事情あるいは御意見を拜聴いたしたいと思存します。都道府縣知事の安井君も来ております。

○生田参考人 財政委員会と政府との間に交渉をいたしましたことについての願末を御報告申し上げます。

財政委員会の任務は地方財政自主化にあります。またその成果を得ましたことは政府を通じて議院に提出しなければならぬことになつております。従つて委員会の成果は委員長を通じて内閣へ詳しく報告してあると思存しま

すが、去る六月初旬むしろ五月下旬と申してよいと思存しますが、内閣と財政委員会との間で折衝いたしましたのに大きな食い違ひを生じたのであります。その際委員長長野國務大臣と種々折衝いたしましたけれども、ついに不調になりました。そこで途中において安本調停案なるものが現われて來たのであります。その安本調停案なるものが、大体内閣の意向を体して政府がこれを取入れたかつこになつてゐるらしいのであります。その内容は、われ／＼財政委員会の主張しておりました酒、タバコ消費税二割を地方へ委譲することに反対でありまして、その總額は大体酒が五百圓のときに二百四十二億圓と踏んでおります。それを政府は八百圓ないし九百圓にいたしましたのであります。その二割とすると三百二十億くらいになると思存します。しかしこれが穴埋めとして、從來住民税が一戸当り百圓でありましたが、昨年税法が改正になりまして三百圓、四百圓まで増加せられたのであります。われ／＼財政委員会はやむを得ざる事情と考えまして八百圓まで上げておつたのであります。この八百圓に上げる理由は、御承知のように主食を目的とすることに對する課税を廃止しまして、これが五十億であつたのであります。そのために住民税を八百圓までやむを得ず上げたのであります。それから宅地に對する地租は御承知の通り百分の二十四でありましたが、その他の耕地税は百分の七十二でありました。これを一律に百分の八十に増額いたしました。ところが政府案によりますと、地租及び耕地税を百分の二百、また家屋税は從來百分の七十二であつたものを百分の

二百五十と訂正いたしました。また一方においてこれらの穴埋めをするために、われ／＼は地方債を百九十八億圓と算定しておりましたのを二百八十億圓以内と非常に増してきたのであります。そのほかわれ／＼金融の面において地方公共團體中央金庫法案なるものをこしらえて、地方債の需要に應ずる手段としたかつたのであります。

また災害復旧資金法を制定いたしました。災害に對する資金の需要を急速に満たす手段を制定したいと思つたのであります。しかしこれらはいずれも政府の反対に遇ひまして、延び／＼になつてゐる状態でございます。それで地方公共團體中央金庫法、災害復旧金庫法は予算には関係いたしておりませんから、載せておりませんわけでありまして、要するに地方財政の自主化を目的とし、またその立案は政府を通じて九十日の間に國會に提出しなければならぬという義務と責任を負つておるのであります。これらのことがすべて実行できなかつた。さすればわれ／＼は委員としての職責を全うすることができないという確信のもとに、市長代表神戸正雄君が先月二十八日でありましたか、辭表を提出し、われ／＼は安井君とともに、本月の五日になつて辭表を提出いたしました次第でございます。大きく衝突いたしましたのは以上の点でございます。そのうちわれ／＼は政府との間にお交渉の余地を残しまして、われ／＼の希望を政府に申し出たのでありますけれども、その回答は抽象的であつて未だ満足する時期に達していません。

以上ごく簡単にありますが御説明申し上げます。何か御質疑がありますならば御答弁申し上げます。

○坂東委員 生田君、今辭職されておるんですか。

○生田参考人 さうでございます。

○坂東委員 生田君に對して何か御質疑がありますならば、この際御質問願ひます。

○松野委員 そうすると、生田委員はどうしても自分の職責上、あまりにかけ離れた意見だから、現在の政府が自分たちの意見を聞き入れないから、おやめになつた、ただいま拜承いたしました。あなたがあなたのみならず、ほかの委員も御同様の意見でおやめになりましたのでしようか。

○生田参考人 神戸君は独自の立場でおやめになりました。辭表の内容は大藏省の中央集權の弊が改まらないからというふうな御趣意でありまして、地方財政委員会の意見が徹底しないからやめるといふのであります。私もやはりこれと同様に、中央集權が改まらないで、地方分權の弊があらならない、それがために政府の案によりまして、あるいは警察費、教育費のごときものの支拂いが不能に陥りはしないかという憂ひが十分あるのでございまして、なぜならば政府が発行したしております地方債は、大体二百八十億ばかりになつております。そのうちの資金面の関係が、去る十五日に大藏省の預金部運用資金委員会に参りましたら、地方債に當ててあるものが上半期においてわずかに六十億圓であります。これを下半期もかりに同様といたしまして、百二十億でございます。残りの百五十億ないし百六十億といふものの資金の裏づけがないことがわかつたのであります。そこで私は大藏當局に質問

いたしまして、この資金はどうするかと聞いてみますと、昨年度もやつておりますように、やはり六・三制及び災害資金と、郵便貯金も市町村を通じて集めさせて、その資金を振向けると言っているものであります。その資金ができた町村に対しては優先的に金をまわすのである。しからばもしその預貯金が政府の希望通りでない場合にはどうするかと聞いてみますと、それはやはり貸すのであるけれども、後回しになるのだ、こういうのであります。そうなりますと学校の建築は事実上行えないようになるのではないかと、地方は御承知の通り中央と同じく最近是非常に金詰まりであります。また昨二十二年度の所得税の大幅徴収以来は、地方にはよほど金がなくなつております。また現在におきましても預貯金の奨励に應じられない村がたくさんあります。私は将来政府が考えておりますようなことは不可能じゃないかと思ひます。かりに地方資金が資金化しない場合は、町村の財政は事実上破綻に瀕しまして、警察費、教育費等は支拂ができない場合が生ずるおそれを多分にもつております。これらもやはり私の詳職の理由に織込みまして政府に提出した次第であります。

と同一の意見を持ち、またあなたの趣旨を十分了解しておるものと感じますが、この点も他の一切の全国の町村長諸君も了解されておられましようか。あるいはあなたの一個人の意見として行動されたとお思ひになつておりましようか。

○生田参事人 先月十三日に全国町村長大会を開催いたしました。約三千の町村長が日比谷公会堂に集りました。その際の決議にも地方財政委員会の案を支持するという決議をいたしております。またその決議問題が起りました後に、理事会を開きまして、この経過を述べまして、理事会の承認を求めました。理事会は私の主張に全然同意の意見を表しておりました。また本日午前十時より理事会を開き、この理事会と申しますのは九州、四國、中國、近畿というふうな各ブロックを代表する者が一名ずつ出ている会でありまして、本日午前十時から開会いたしました。やはり同様の支持を受けているわけでありまして。

財政に關する委員会の方へ事情を陳情申し上げることにまゝして、ただいまこちらにうかがう委員が数名一緒に参つております。この機会におきまして私から一言知事会議の空気が並びに私が辞任をいたしましたことにつきましての一身上の釈明を申し上げたいと思ひます。

實はわれ／＼三人が偶然にも一致してやめたのであります。決して三人が妥協して、共同のストライキをやつたわけでは断じてないのであります。第一に、京都の市長は、京都より直接総理大臣のところへ、この政府案がまゝりますことを知つた際に辞表を郵送してまいつたのであります。私はその後京都市長の上京を煩わして、京都市長の心境を事ここまに伺つたのであります。京都市長の心境、あのまじめな学者的な態度のもとにおかれ、この措置をとられたことは当然だと私自身も考へ、かつた非常にそれ感激いたしましたわけでありまして。従つて私もまた静かに自分の良心に立ちかへつて考へましたときに、どうしても辞表を出すのが適當であると考へて、辞表を出したわけでありまして、その間三人の間におきましても偶然の結果はともかくといたしまして、三人相談して故意に辞表を出したのではないことをあらかじめ御了承願つておきたいと思ひます。そこで一体なぜ辞表を出さなければならぬようになったかと思ひます。第一にお考えを願ひたいと思ひます。これは、昨年の五月、この地方自治法を通過して、地方分権こそは新日本民主主義の発足である、新憲法の條章において明確に地方自治に關する條章をきめ、地方自治の充実性を地方自治に關する憲法をもつて規定するといふことまで條章で制定された、これに基いて地方自治法というものが出来ております。地方自治法の内容は、十分御承知であります。地方の分権、地方の自治制を通過して、ほんとうに國民の民主的政治行政の訓練をして民主國家をつくりつていくという、大幅な非常な飛躍した自治制の立法であるのであります。そこでそれ以來問題になつてきておりますのは、これだけの自治法のもとにおいて、地方府縣市町村を通じて、自主的な、しこりして民主的な行政をやらせるためには、また同様に財政的な裏づけにおいて自主性をもたなければならぬ。従来つくりされておりましたところの地方財政及び地方税制に關します立法は、多くは戦時中の遺物であつて、ほとんど中央集権的なものであります。往年地方において課税されておつた税種までも戦時目的の遂行の理由をもつて國稅に取上げられておるようなものも多々ある。當時地方がもつておりました税といふものは、まことに限られた、しかも固定された、今日のような財政事情ないしは經濟事情に對應して地方の財政を自主的に運営していくにはとうていたえられない税立法であつたのであります。そこでそのときに政府においても考へられ、國會においても御協賛を得ましたものが、この地方財政委員会であるのであります。すなわち地方財政、税制に關する自主的な立法を財政委員会の手によつて立案させよう、すなわち國家公共の利益を考へながら、同時に從來のように中央に偏しない、地方自治法の精神をくみ入れて、自主的に運営できる地方財政法、地方

税制法を立案せしめるという重大な使命をもつておる委員会をつくるために、その委員会法というものが議會の協賛を経たのであります。そうして、普通でありまらば、從來の立法にこゝろをいたつた自治團體の代表の加わつておる委員会というものを法律で明確にして、しかも非常に有力なものにしておきますものは、おそらくはきわめて珍らしいと考えますが、それにもかゝりませう、從來のような大藏省中心の税法の建前、財政法の立案態度であつてはとうてい地方自治法の精神を體現するに足らない、同時に國家公共の利益と並行をして健全な自治制を運営する財政措置ができない、こういうことから、特に地方自治の発展に應じて、その自治を實現に運営し、その財政運営上苦勞いたしております者の體驗を生かして、ここにほんとうに國の財政、地方の財政を並行をいたして自主性を維持するような委員会をつくらうというので、われ／＼はその線に沿つて選ばれたものであるのであります。従ひまして、當時この地方財政委員会法というものが通りました時分の地方自治團體の各層におきましても空気が、今度こそはほんとうに地方財政といふものが、地方自治法運営の裏づけができるような立法をしてくれるであらうということに非常に多くの期待をもつておつたのであります。同時にその三人を政府が任命するにあつては、町村長会、市長会、知事の全体會議、これに對してその代表者の推薦を依頼してまいつたのであります。その推薦に應じまして、各團體の長は集つて協議の上、その代表者を選んで、三人を送つた。こういう形になり、すなわち

○松野委員 ただいまの御説明で大體現政府が旧態依然たる中央集権的財政、税制改革を強く主張するあまり、あなたの方の主義とあまりかけ離れた政策を持つておるので、責任を感じ、また意見を異にするからおやめになつたということも重々承知いたしました。し、生田委員は町村長代表として全國から御選任あらせられた委員でござい、ますので、當然全國の町村長もあなた

○坂東委員 今参考人の安井誠一郎君が来ておられますから、その御意見を伺ひます。参考人安井誠一郎君。○安井参事人 御審議のおじやまをしましてまことに申訳ないのであります。が、実はきよう午前中全國の知事會議を開きまして、その決定に基きまして、その決定に基きまして、この地方財政及び出先機關に關する問題を、各政の政務調査会並びに兩院の治安及

○松野委員 ただいまの御説明で全國の町村長は、こぞつてこの政府の頑固固陋なる意見に反對であるといふことを了承いたしましたので、これで私の質問を終ります。

○松野委員 ただいまの御説明で全國の町村長は、こぞつてこの政府の頑固固陋なる意見に反對であるといふことを了承いたしましたので、これで私の質問を終ります。

○松野委員 ただいまの御説明で全國の町村長は、こぞつてこの政府の頑固固陋なる意見に反對であるといふことを了承いたしましたので、これで私の質問を終ります。

生田君と私と神戸京都市長の三人がそれぞれ團體より選ばれて、代表としてはいつてまいりておるのであります。この三人を選ばるにあたりましては、各團體の長は、この財政委員会法の制定に非常な賛意を表し、また非常な期待をもつて、今度こそほんとうに國家公共の事業並びに地方自治團體の財政自主化、これが都合よく解決するであらうという非常な期待をもつておられ、われわれを送つたのであります。従いまして、われわれは、ただいまも申しましたような非常な短い期間であつたといへども、力の限りを盡して、國家の利益をも考えながら、國家の財政事情、あるいは國民負担をも考えながら、今日の自治委員会案というものを、つくり上げたつもりであるのであります。申すまでもなく、この自治委員会がつくる自治財政法並びに自治税制法の狙ひは、先ほど申しましたように、單に予算をよけいくれ、金をよけいふくらしにくれという我利我々の言い方では断じてないものであります。國家財政の窮乏しておること、國民經濟の逼迫しておること、十分承知しておるのであります。それほどやばな者ばかり出ておるとは思つておらぬのであります。ただ狙ひは、この際地方自治法が狙つておるところの地方自治團體の民主的なあり方、同時にこれの民主的な裏づけ、これを狙つて、その自主性を強調しながら、その精神を取入れて立案をしようと思つて苦勞をしたのであります。この精神を取入れる場合に最も大切なことは、何かといへば、從來國家に依存し、國家からあてがいがちになつておつたところの分限税を極度に少くする、また非常に不明確な非常に

基礎の不安定であります公債をできるだけ少くする、そうして逆にその府縣の事情に應じてそれ／＼自主的に収入を得られる方法を確立すること、こういうことであつたのであります。しかしながら、何と申しましたも、今日國家財政が非常に窮乏し、地方の財政もたつた窮乏しておりますときに、何もかも全部のものを地方團體の収入だけでやつていこうという考えは毛頭ありませんし、また予想もいたしません。従つて、まずできる範囲においての最小限度のものはまず道をつけて、少くとも地方の人々が、地方自治というものの線に沿ひまして、われ／＼は行政でできるのだ、政治ができるのだという氣持だけははつきり表わしていく程度にはどうしてもいたしたいといひたい。かように考へて立案をいたしましたのが今回報れわれのきめました財政委員会の案であります。この財政委員会の案は決して満足ではありません。殊にその財政の總額に至つて、二千億を切るという地方財政の總額を、政府案によりますあの税制案によつて各府縣の實際の予算を編成してみますと、府縣、市町村を通じていづれも非常な赤字になるのであります。本日午前中全國知事會議をやつて、問題はそれに集中して、一委員會が二千億で止めたということについて、やり得る自信があるのかという質問があらためて生れてくるほど、それほどわれ／＼は切り詰めた、窮乏な、まことに府縣の事情から言へば相済まぬけれども、國民の經濟の事情を考え、國の財政を考へて、委員會はかなり攻撃を受けながらも、がまんをしながらまとめてきた案であります。この案をもつて政府と折衝をいた

します際に、先ほどから申し上げましたように、非常にわれ／＼の考へておるところの基本的な考え方を貫徹するような形のものになつてまいつたのであります。これでは私自身といたしましても、この成案を得る途上、各府縣知事の強力な意見も聽いて進めてまいつております。今回あまりにもかけて距てのひどい、殊に精神的においては、その個々の事項においても、かけ距てのひどい時期において、推薦されて責任をもつております私たちの立場といたしまして、このまま安閑として、さうでございませうかと言つて、留まつておるわけにはまいりませんので、さうような意味において、われ／＼の立場を明らかにしたのが、今回私のやめたわけでございます。同様なことは今生田君からも御説明があつたようでありますけれども、結果の上においては、同様な心境の上に立つてやめたのであります。その後われ／＼は、去る十一日全体の世話人知事會議を開きまして、報告をして了解を得ると同時に、さらに政府の最後の反省を求め、ために、政府の回答を要求した数項の要求書を提出したのであります。これに對して返事をもらいましたので、その返事を基礎に、全体知事會議を開いて、今後の態度をきめるように、きよう午前中相談をいたしましたのであります。さらにこの問題は、政府はもうすでによし悪しを言ひながらも、一應ともかく政府予算案を決定して、法律案も決定して、議會に提出して、あとはかかつて國會の皆さんの審議に依存するはか方法がなくなつたので、この知事會議全体は、今日あつて國會方面の關係部署に事情の開陳を申し上げて、御

了解を得、御協力を得るということをしたために今日参り、その結果をもつて、明日十時よりさらに集まりまして、問題になつております重要な点に對する態度について、それ／＼決定をいたそう、こういうような段取りになつておるのであります。法案の具体的なものについての点は、ただいま生田氏より申されましたので、重複を避けて、説明を差控えますが、要は、さきに申しましたような、地方に自主性をもたせること、この固定した、ただくれとやるというやり方の財源を認めて、そこに自治團體の自主財政の光明の一步を認めていきたいということが主眼であります。どうかそれらの点を御了承願ひまして、國會の御審議にあたりまして、十分われ／＼の意見をお取入れ願ひたいと思つたのであります。

なお最後に、少し端的な言い方で失礼ではありまするが、今回國會の予算を、殊に大藏省から出してありまする税法の改正を見てみますと、所得税においても相当軽減があります。法人税においても軽減があります。殊に私はけげんに思うのですが、物品税まで減額をして、十数億の金を出してあるやうであります。さういふやうな、一面に國家の税制においては減税をしたが、地方自治體の税制においては、減税をいたしておるものは一つもございませぬのみならず、ただいまもお話をいたしましたやうな、昨年の当初におきましては、わずかに百円でありました住民税を、一千円にしろというやうなこともなつておる。家屋税、地租においても同様でありまして、わずかに二

いてきますが、そういうものによりま
するゆとりの税収入もまたおのずから
はいつてくるのであります。かような
社会事情、経済事情に即應して、幅の
ある、收支の均衡のできる、ゆとりの
ある税源をもつ場合においては、初
めて地方自治政というものは自主的に
運営ができるのであります。これを何
百億何千万円と、こういうふうなびた
つと限定をして、分限税なら分限税で
びたつと年度の初めに、かりに今三百
六十億なり三百八十億なりにおきめを
願つて、これを各府縣に何十億か何百
億かお配りを願つても、國民経済の事
情が固定をいたしておりません限り
においては、そこに制限、不自由がで
てくる。こういうものを、その実情に
應じて修正をしてもよろしいと思ひま
して、大蔵省に談判すれば、これは談判
をするだけでも二箇月や三箇月がたつ
てしまふ。そのすれすれの間に結局災害復
旧の工事費も拂えなかつた、職員給料
も拂えなかつた、巡査や教員の給料
も拂えなかつた、こういうようなこと
で、むだな闘争も起つてくる。こうい
うようなめんどろな、ずれが起きない
ようなことを、地方財政においても考
慮することは、國家において考慮され
ておると同様でなければならぬ。こう
いう点においてわれわれははなはだあ
きたらないものがあるものであります。
私は國會に對しまして、國家の財政と
地方の財政とを一体として、一應再檢
討を願つて、両方に都合のよいような
税制、財政の決定を願へば、この上
もない仕合せだと考えまして、今日陳
情に上つておりますが、さいわいに
數縣の知事が見えておりますので、
一、二知事の意見を述べさせていただきます。

きますれば、たいへんありがたいと思
いますので、委員長によるしくお願い
いたします。

○松浦(衆)委員 私は今回現われまし
た地方税制財政の案につきまして、い
ろいろな不満点がありますので、そ
の点については先般も委員会におい
ての申し述べたところでありまして、
第一大蔵省がなお中央集権的な、な
わりの、特に地方團體に責任を轉嫁
するようない、たゞいま安井さんからお
話になつたように、その頭腦の切替
がまだ大蔵當局にできておらない。そ
ういふ構想のもとに、この税制、財政
の案を見まして、先般地方財政委員
の方々がやめられ、その結果にもか
わらず、この法案が現われてしま
したので、先日私は野澤國務相に對し
て、この案は一度撤回して、そして
委員をつくり直し、その上で十分に審
議をやり直して、委員会にもつてき
てもらつたらどうかということをお願い
したのであります。國務相は、地方財
政委員会というものは單なる補助機
關である、内務大臣に代る補助機
關である、従つてその審議は何
れも、地方財政委員会から出したところ
の案をどういふふうに訂正しようか、
それは一向差支えないという御答弁で
あつたのであります。しかし私はその
際、地方財政委員会というものは法律
的に解釈すればそうであるかもしれな
い、しかしながらこれを政治的、社会
的に見るならば、辭職をしてまでこの
案に反對されておるといふことにつ
いては、そこに非常な無理がある、その
無理を通してまでこの委員会に案を提
出されるというとは、われわれは責

任上これをただそのまゝ審議するわけ
にいかない、こういうことを申したの
であります。しかしながらどうしても
國務相としては地方財政委員会の性質
は、何らこの案に對して拘束をもつも
のではないからして、ぜひこれを審議
してほしいというお話でありました。
野澤國務相の立場としては、私はやむ
を得ないと思つております。それは
野澤國務相は一面地方財政の委員長で
ある。従つて財政委員会の立場もあ
る。それからまた總理大臣の補助機
關でもあるという立場におられますの
で、両方の間に挟まつて非常に苦し
んでおられると思つております。それ
でありますから、私はこの際總理大臣
の御出席を願つて、そしてこの案に
對する態度に關して、すなわち一
遍撤回して、それから審議をやり直
して持つてきてもらうということにつ
いてお聞きしたいのであります。總理
大臣をきのうからお願いしたいと思
つて係りの方に申し出ておりますけ
れども、なか／＼時間が許せないと思
えておいでになりませんが、委員長か
ら正式にひとつこちらへ御出席願
つて、はつきりした御答弁をお願いし
たいと思つております。

○小委員 議事進行について申し上げ
ますが、ただいま東京都知事から御
紹介がありました府縣を代表している
知事の方の御意見も、この際お聴取
をお願いいたします。

○坂東委員 わかりました。
○野澤國務大臣 私はみづから発言を
求めて、松浦君に對する疑義の点を解
いておきたいと思つております。
まず第一点は、あなたは昨日の私の
答弁に對して、地方財政委員会は補助

機關であるというようにことを言われ
ておりますが、私は補助機關というよ
うな言葉を言つたことはありません。
速記録をごらんください。

なほもう一つの点は、あなたは地方
財政法と地方税法との混同しておるの
じやないかと思つて、地方財政法に
つきましての案は財政委員会の案でござ
います。その点をよく御検討おき願
いしたいと思います。

○坂東委員 ながりいたしました
が、今ここに府縣知事諸君がおられま
すので、このうち一名を参考人として
出席を願つて、その意見を徴すること
はいかがでしょうか。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○坂東委員 さう決定いたしま
す。

○門司委員 昨日この税法を審議する
にあたりまして、大蔵大臣の出席を要
求しておつたのであります。それが
對して委員長はどういふふうにお取扱
いになつておりますか。きょうおいで
を願えますかどうか、その点を先にお
伺ひしたいと思います。

○坂東委員 突はちろん要求して
います。今正式に呼んでおりますがま
だおいでになりませんけれども、政務
次官の荒木万壽夫君が来ております。
それでは茨城縣知事の友末君を参考
人としてここに出席を願つて、その意
見を徴します。友末君。

○友末参考人 茨城縣知事の友末洋治
であります。先ほど安井東京都知事か
ら詳しくお述べになりましたので、そ
れに新たに附け加えるものは実はあま
りないのであります。ごく最近にお
いて茨城縣におきましては財政調査委
員会を開催いたしましたので、この問題に

ついて種々意見を聞かれたのでありま
す。その状況の一端につきまして、御
参考のために申し上げたいと思つてお
ります。

今地方で一番悩んでおります問題
は、今後の歳出をどういふふうによ
ていくかという問題であります。すな
わち給料の面におきましては、今後三
千七百円ベースに引上げられるのであ
ります。さらに物價の改訂によりまし
て大体七倍に引上げられるのでありま
す。これを基礎にいたしまして歳出
の面を種々當てみますと、相当膨大
な歳出に相なるのであります。一面歳
入の面につきましても、いろ／＼と檢
討を加えておるのであります。現在
政府が提案されております案によつて
考へてみましても、今後の地方の歳出
を賄ひますためには、赤字になりま
して、從來より來つております各種
の事業を打ち切るか、あるいは縮小せざる
を得ないというやうな大體の見当にな
つておるのであります。しかも歳入の
面において地方で一番心配をしており
ます問題は、突は起債の点であります。
政府としては二百七、八十億の起
債を見こんでおられる模様であります
が、從來地方の起債の消化状況を見て
みますと、これが完全にまいつており
ません。起債のわくは、いましめて
も、突は資金化が容易でないものであり
ます。しかも從來よりかなり起債の
わくを引上げられておるのであります
が、私どもの見当にいたしましては、
この消化はおそらく大體半分くらいし
か實際の資金化は困難ではなからうか
というやうに、大體の見当をつけてお
るのであります。なお目下地方で一番
やかましい問題は、住民税を千円に引

もあつたようでありすが、租税はあ
らゆる税目を並べたといつたしまし
て、結局所得税一本でも租税の公平な
負担といふことは期し得られますの
で、所得税に對して附加税をするとい
ふことが一番租税の國民に對する負担
の公平、いわゆる租税力に對して負担
をかけるといふことが、一番健全な方
法であるといふように考えられますの
で、政府は税の本質といふものに對し
て十分検討をされる必要があるのでは
ないかといふようにも考えられますの
で、地方財政の分離といふ面から、
いふ／＼な地方税を創設したておる
のであります、第一に申しました
ような負担の公平といふような面から
考えますれば、所得税の附加税が一番
いい例である、かように考えられるの
であります、これに對してなお研
究する考があるかどうかを伺いた
す。

○荒木政府委員 地方自治法が施行
たされまして、從來の自治の考え方が
はつきりしたといふ意味において、ま
たそれを通じて、日本の今後のあ
り方が實質的に内容が充実していく
らうといふことは私もさうに存する
のであります、同時にそれを裏づけ
るべき財政が確立しなければ、これま
た地方自治の面目もどこかへ行つてし
まうといふこともよくわかるのであり
ます。さうな考え方からいたしまし
て、これまで先ほどお話し出ておしま
した、地方分與税分與金制度のごと
きものが、地方自治法のもとに考え
方からいまして必ずしも適切なよき
方法とも考えません。しかしながら今
非常に混乱しております國全体の経
済状態、國の財政そのものも地方財政

もいふば混乱のさなかにございますの
で、ほんとうに理想的に申しまして、
かくあるべしとする線は概念的にはわ
かつておりまして、実行困難だとい
うこともございまして、いふ／＼
な關係から多分に御不満の点もあるこ
とも想像にかたくなないのでございま
す。今お話しのごとく所得税の附加税の
制度やら、あるいはその他の独立税に
つきまして、今後の検討にまちなし
て順を追つて理想の状態にまで辿るこ
との努力は惜しむべきではない。そ
ういふ見地に立ちまして、地方税制も、
あるいは地方の税制と一貫して考えま
した中央地方の財政計画を今後立てて
いくべきものと考えております。

○坂東委員 ちよつと報告事項があ
ります、井上知治君の補欠で本委員会
の委員になりました原田憲君を御紹介
申し上げます。
○原田委員 民主自由党所屬の理由で
ござます、どうぞよろしく願ひいた
します。
○大澤委員 大蔵政務次官の答弁によ
りますと、所得税の附加税はまだ考え
ておらぬ。なお先ほどの松野委員の
酒、タバコの地方税案の点も考えて
おらないといふような答弁であります
が、さうしますとたゞいま全國の地方
長官の意思、あるいは町村長の代表の
意思、全國の市町村長の意思というも
のを政府は全然くみ入れないので無視
して本案を國會に提出する、またこれ
を審議せよといふような御意見のよう
にうかがわれますが、かように政府が
地方財政あるいは地方税制の問題に對
して考えておられるとするならば、わ
れわれ國民の代表としてこれを審議す
る上は、十分政府の眞意をもう一度大

臣に聴かしてもらひ、大臣の眞意を檢
討し、あるいは總理大臣の眞意を檢討
した上でなければこの審議を進めるこ
とはできない、かように考えます。
○坂東委員 明日は絶対に出席する
ように要求いたします。千賀康治君。
○千賀委員 地方の町村長諸君からの
陳情に、出先機關は絶対に出席してこ
れを地方の行政機構の中に組み込んで
くれ、並びに六・三制の経費全部は完
全に國庫負担でやつてくれなければど
ても地方財政は成立しない。こういう
二方向の陳情が毎日ほかを見ることが
できないほどたくさんある数でまいり
ます。そこでさういふさいわいこの地
方團體から代表として財政委員会に選
ばれた方々がおられますので、お伺い
をいたしますが、先ほど二千億に地方
財政を切詰めた、これが最小限度であ
る。これは地方の團體からはあまりに
も委員会が地方に冷た過ぎる措置であ
るといふ此言を受けておるといふこと
を言われましたが、その二千億は、
六・三制の経費といふものは今地方の
方が陳情してくるうちに、これはまづ
たぐいベースの外において計算したのが
二千億になつたか、また地方出先官憲
といふものは悉く閉止をされたか、
をいふ、その出先官憲の機構をもなお
地方廳に含ましてこれを一緒に経営
していく経費も見積つて二千億になる
のか、その点を伺ひたいと思ひます。
次は特にこれは委員長に申し入れる
のでございすが、ただいま野澤國務
大臣が松浦君に向つて地方財政と地方
税制とは違ふのだ、あなたの言うこと
はこれを混同しておるといふことを指
摘するやの言辭をなすつたのでありま
す。地方財政は言うまでもなく歳出歳

入両方にわたり、また國家の財政とも
にらみ合せての運営についての法律
でございまして、税制といふものは
單に歳入の中で税金の取立に關する措
置について取極めようといふ法律案で
ございまして、違ふといへばもちろん違
ひます。財政が大であつて税制は
その一部分のベースに限られる法律で
あることは、もちろん言うまでもない
のでありますけれども、財政、税制ど
ちらを言ひましてもよく似た言葉で、
これは言葉を使ひながら、さうな意
味がわかりつづも顛倒して使う場合も
いくらでもあることはもちろんであり
ますが、また税制と言つてもこれは財
政の一部分であるといふやうなこと
で、はつきりその使う場所を区別せず
して使つても、これは大したミステ
リではないと思ひます。昨日
の松浦君の質問も私は聴いておりまし
たが、別段政府に對してさほど挑戰的
な敵意を持つてゐるというやうな言葉
で應酬もされておらなんだのござい
ますが、今日取立てて野澤國務大臣が
松浦君に對してかような些細な点に關
して挑戰的な言辭を弄するといふこと
は、まことにこれは委員会と政府との
間に溝を深くするものでありまして、
私はさうな点はどうかと思ひます。そ
れで野澤國務大臣がいかなる理由をもつ
てかやうなことを言われたかわかりま
せんが、少くも挑戰的な氣持があつ
て、かような言辭を弄するならば、われ
われは再び考え直して、政府に對して
挑戰的な氣持になり直そうと思ひま
す。私は特に野澤君のおるうちにこの
質問をしたと思つておりましたが、
退席せられたので、委員長から私のこ
の質問の意味を一應話していただきま

して、はたしてどこに意思があつてか
ような些細な点まで、議員の言論に對
して挑戰的な言葉をいひられたのか。
これを明瞭にされたいと思ひます。こ
れは委員長にそのお取計らいを一任し
たいと思ひます。
○坂東委員 ただいま千賀君の後段
のお説、私もさう感じております。
松浦君と野澤國務大臣との見解の相
違、あるいは食違ひかも知れませんが、
あつた点につきましては、十分に討
議する必要があると思ひますから、明
日野澤君に來てもらひまして、十分に
討論をしていただきます。
なお明日大蔵大臣が出ますからさきよ
うはこの程度にしまして、あとは十分
質疑あるいは討議をお願いしたいと思
ひます。いかがですか。
○原田委員 先ほどの大蔵政務次官の
話では、この地方税法を改正する法律
案提出に際しまして、地方財政委員会
にも話しかけたといふことを言われて
おるわけでありすが、今日安井知事
あるいは生田町村会長、多数の地方長
官などが來られまして陳情されてお
ります。この間に相當話しかけたと言
われますが、われ／＼は了解に苦しむと
ころがありますので、この際いかなる
ことの話しかけがあつたのか、地方町
村會側からお伺ひしたいと思ひます。
○生田委員 委員会の組織は御承知
の通り五名でありまして、五名の多数
決であります。しかし實際上は多数決
でやつたことはほとんどございま
せん。従ひましてなるべく委員長が委員
會を代表して政府と交渉をやつており
ます。その交渉の間において、内閣で
はさういふやうな方針でやつておる。
つまり安本調停案が出まして、こ

入両方にわたり、また國家の財政とも
にらみ合せての運営についての法律
でございまして、税制といふものは
單に歳入の中で税金の取立に關する措
置について取極めようといふ法律案で
ございまして、違ふといへばもちろん違
ひます。財政が大であつて税制は
その一部分のベースに限られる法律で
あることは、もちろん言うまでもない
のでありますけれども、財政、税制ど
ちらを言ひましてもよく似た言葉で、
これは言葉を使ひながら、さうな意
味がわかりつづも顛倒して使う場合も
いくらでもあることはもちろんであり
ますが、また税制と言つてもこれは財
政の一部分であるといふやうなこと
で、はつきりその使う場所を区別せず
して使つても、これは大したミステ
リではないと思ひます。昨日
の松浦君の質問も私は聴いておりまし
たが、別段政府に對してさほど挑戰的
な敵意を持つてゐるというやうな言葉
で應酬もされておらなんだのござい
ますが、今日取立てて野澤國務大臣が
松浦君に對してかような些細な点に關
して挑戰的な言辭を弄するといふこと
は、まことにこれは委員会と政府との
間に溝を深くするものでありまして、
私はさうな点はどうかと思ひます。そ
れで野澤國務大臣がいかなる理由をもつ
てかやうなことを言われたかわかりま
せんが、少くも挑戰的な氣持があつ
て、かような言辭を弄するならば、われ
われは再び考え直して、政府に對して
挑戰的な氣持になり直そうと思ひま
す。私は特に野澤君のおるうちにこの
質問をしたと思つておりましたが、
退席せられたので、委員長から私のこ
の質問の意味を一應話していただきま

うような結果になりそうだといいこと
でありました。しかし私は即座にそれ
は反対だ。安本調停案なるものは実質
的にわれ／＼の主張を抹消しておるも
のである。これは全然同意はできぬ。
そこで委員長に忠告しておくが、もし
も委員長が独自の立場で、こういう案
に同調しても、われ／＼は承認できな
いということはあらかじめ申し上げて
おく。こう言つてある次第でございま
す。またついでにどなたか御質問があ
りました出先機関の費用の問題であ
りますが、これは大蔵次官にお尋ねか
と思ひますが、もし私が答弁してよろし
ければ説明いたします。

○坂東委員長 町村側の立場上、その
説明をお許しいたします。

○生田参考人 出先機関の費用は、負
担区分の問題を取入れて、財政委員会
の方で研究をいたしました。國の事業
費は國が出す、地方の事業費は地方が
出すというところはつきりきめており
ます。そこで出先機関の費用はほとん
ど國の負担になつております。六・三
制の費用の負担は町村側で調査いたし
ますと、昨年の千七百円ベースのとき
に大体六百億円と踏んでおります。と
ころが文部省は三百億円だと言つてい
るのであります。ここに三百億円の開
きがあるのであります。なぜその開きがで
ておるかと言いますと、昨年度におけ
る六・三制の費用は、坪当り五千五百
円と文部省は見えております。われ／＼
の方では大体一万円かかると思ひてい
る。ここに大きな食い違いがある。実際
われ／＼が実施いたしましたのは、や
はり坪当り一万円内外でできておりま
す。多小内へはいったところもあるか
もしれませんが、外へ出たところもあ

るんです。坪当り一万円ぐらいかか
つてゐる。政府の方では坪当り五千五百
円、従つてその見解は総体で三百
億、われ／＼はこれを六百億と見てお
ります。私は常にこのことについて論
議をいたしてゐるのであります。政
府は半分だけを國庫補助だと言つてい
る。しかしこれは実際はもうそんで
す。坪当り五千五百円と見て、それに
對して二千七百五十円を補助してい
るので、実際の坪当り一万円は地方
に押しつけてゐる。半分補助してい
る、半分補助してゐる、口では言つ
てゐるが、実は三分の一しか補助し
てゐない。これをあなた方はよく御記憶
を願ひたいと思ひます。政府は半分だ、
半分だといふも言つてゐる。しかし実
際は今まで半分はしてゐない、三分の
一しか補助してゐない。残りの三分の
二に對しては貸すのであるが、これに
ついて郵便局の貯金が必要ならば金は
貸してくれない。なおかつその不足分
は、われ／＼地方民にいわゆる寄附を
強要してゐる。村々に割りつけて、地
域地域に割りつけて、ほとんど租税と
同様にして寄附を集めております。そ
の代りに内閣から六・三制に對しては
寄附を集めてはいかぬという指令が一
回來た。するとどの金で地方は學校を
建ててゐるのかわけがわからぬ。なお
本年度の起債は、六・三制の分は二百
八十億のうちにはいつております。さ
よう御承知を願ひます。

○千賀委員 六・三制の費用を政府が
三分の一出しなから、半分出してゐる
と言つてゐる。それには地方では不本
意ながら地方の有力者から寄附を集め
て、その寄附で足らざることを充足
してゐるから、今までやれてきたんだ
ということは、私どもも承知をいたし
ております。そこで政令を出してその
六・三制に對しては、寄附を集めるべ
からずということは、一應は合理的な
ようでありませうけれども、しからば現
在ここに盛られました程度の地方財政
を與えるとするならば、今まで寄附に
頼つておつたものにかゝるべき財源が
どこにあるのか。私どもは探すべきこと
ができませんが、あなた方はもと専門
的に、政府とはかような点も折衝して
おられたのでございませうが、政府
は寄附を政令で禁止した後、どの財源
から六・三制を運用していかうといふ指
示をあなた方に與えておるか示唆を與
えておるか、この点につきまして詳細
のお伺ひしたいのであります。なお政府
の言うところをやつていけやうとお考
えになるのか、とてもやれないのか。
やれないのならば、どういふ理由で
その財源が逼迫してやれないのか、お
伺ひをしたいと思ひます。

○生田参考人 地方にただいま申し上
げますような過重な負担をかけており
ますから、現在でさえ六・三制に苦
しんでおる。おそろく町村が苦んでお
るのは、六・三制の負担以上のものは
ないと思ふ。御承知のように米の供出
が非常にむづかしい。これがために町
村長が大分やめております。その次に
何でやめるかという、六・三制の金
に行詰つてやめておる。おそろくそれ
は全國で数千人だろつと思ふ。さよう
に六・三制というものが、地方では財
政的に一番苦んでおる。これをどうし
たらいいかということになる、われ
われは全額國庫負担を終始一貫要求し
ておるのです。いわゆる義務教育費は

優先的に國家が支出すべきものなりと
いう原則を立てたいと思つておりま
す。もとよりわれ／＼は國家財政の窮
乏の際に、どうしても全額もらわなけ
ればならぬとは申さぬのです。ただそ
の原則を一應きめてもらいたい。國家
財政の緊迫した情勢下におきまして
は、われ／＼も相當の負担をしても差
支えないと思つております。最近一箇
月くらい前に文部大臣を訪問して、こ
の問題について論議いたしておりました
が、憲法二十六條に、義務教育は無
償ということが書いてあります。この
無償という意味はどういうのかと文部
大臣に聞いてみますと、それは授業料
をとらないのだ、こゝろ言われので
す。小學校の生徒から授業料をとらな
いことを憲法に規定したのであるが、こ
う反問してみても、しばらくして、い
やこれは思ひ違ひだ。國の中央の學校
の費用は中央が出す、國の中央の學校
の費用は地方に出してもらひたい
。しかし今地方は非常に財政が困つ
ておるから、それを手傳う意味におい
て半分出すのだ、こゝろ言われので
す、われ／＼は実に意外に思つた。か
ような文部大臣の考え方で、表面きは
半分であるが、實質は三割だけを國が
補助して、七割まで地方で出してゐる
のだ。私は憲法學者じゃありませんか
ら、憲法がいかなる意味で書いてある
か存じませうけれども、おそろくこの
無償という意味には深い意味が加つ
ておると思ふのです。單に生徒から授
業料をとらないために書いてあるのは
ない。おそろくは義務教育費は國が優先
的に支拂うといふことを暗に書いてあ
るではないかと思つておる。また地方の實際の負担力からいた

しまして、どうしてもこれを全額國が
もつてもらひたい。全額國がもつとい
う原則をきめて、國家財政が苦しいの
でありますから、地方でも相當の負担
をしてよろしい、こゝろ言われのとつ
てある次第であります。私は國會にお
きまして、われ／＼の考えを御採用
くださいます、國家負担の振合ひを
どうしてもがえていただきたいと思
ふのであります。しからずんば町村の財
政はいつまでも窮乏の一途を辿るもの
と確信いたしております。もしもお尋
ねがありましたら、またお答えいたし
ます。

○笠原委員 簡單にお尋ねいたしま
す。参考人といひまして、もと地方
財政委員会の委員であられたお二方が
わざ／＼お見えになつておりますか
ら、一点お尋ねいたしたいと思ひま
す。それは地方財政委員会の方で、案
を見ますと、三百何億という事業税
が決定されておるのであります。が、
これにつきましては最近非常に医師と
か助産婦、こゝろ言われ方面から猛烈な反
對の運動が起きてまいつております。
私ども実はこの案をまだ受取つたばか
りで、これから審議するので、この点
は非常に参考になります。が、医師や助
産婦、齒科醫師、弁護士、會計士とい
うような方面に對しますところの事
業税の問題につきまして、地方財政委
員会におきまして、この案を決定なさ
るまで、いゝ／＼御審議願つたと思
ふのであります。が、その御決定をな
さるまでのそれに對します考え方を
ひとつ御説明願ひたいと思ひます。
○生田参考人 医者に課税をしてはい
かぬといふような議論は從來からもよ
く聞くことなんです。また助産婦にし

でもそうです。あるいは弁護士等、いわゆる自由業者は従来から課税してありません。しておらぬということは何か理由があるからしておらぬのです。しかし現在地方財政が非常に苦しくなっておりますし、また実質上におきましても、医者、弁護士は相当金をもっていると思うのです。それで地方の負担に参加することは私は適当だと思ひまして、この案を立て、自由業者に課税することに同意をいたしました。

○笠原委員 医師や助産婦という人の反対理由を見ますと、大体は自分たちが出すのではなくて、結局は轉嫁されて、一番弱い病人とかそういう者に轉嫁されていくんだからいけないのだ。また私ども検討いたしましたも、轉嫁される事実は明白だと思ひのであります。それで今御説明を聴きますと、かけなければ一番いいのでございますが、御承知の通り地方財政も逼迫していることも明白でありますから、そういうような建前で地方財政には適當な財源がないからやむを得ずこういうものを設けるというようなお考えをもつて入れたというように承していいですか。

○生田参考人 そうです。

○松浦(衆)委員 出先機関の廃止につきましては昨日新聞に発表になりましたが、その問題につきましては東京都知事の安井さんから御感想を聴きたいと思ひます。もう一つは、安井長官でなくともいいですが、簡易保険積立金を預金部から分離して地方債、借入金等に融通してもらいたいという陳情が各町村からたくさんきております。これに對して町村側の御意見をこの機会にお

聴かせをいただきたい。それから最後にいさ／＼審議につれまして、殊に税制につきましては、政府側も委員会側も大体内容を盡した人もあり、われわれとしても大分盡した点もあるので、今後私どもの考えとしては審議の順序としても、どうしても國務大臣の御出席を願わなければ、この重要問題を決するわけにいかないと思ひます。それでありまして、今後ぜひとも總理大臣、大藏大臣、文部大臣その他地方財政委員長たる野澤國務大臣、その他関係大臣にぜひとも出席してもらつた上で審議を願ひたいと思ひます。委員会側も政府側も双方が納得の上ででき上つた案でなければ、私どもはこれを通すわけにはいかない、少くとも委員たる私といたしましては責任を負えない。もしそういう態度でおられますならば、今後私は出席しない。委員を辭職してもかまわぬと思ひます。

○坂東委員長 本日はこの程度にいたしましたので、明日午後一時から開きまして、各関係大臣の出席を求め、十分審議を遂げたいと思ひます。本日はこれをもつて散會いたします。

午後四時三十一分散會

